

2013年11月13日

特許庁国際政策課 御中

日本機械輸出組合
知的財産権問題専門委員会
委員長 外川 英明

「中国専利審査指南改正草案（意見募集稿）」についての意見

中国国家知的財産権局より、2013年10月22日に「専利審査指南改正草案（意見募集稿）」が公表され、GUIの保護を目的とした意匠特許に関する修正提案についてパブリックコメントが求められておりますところ、当組合知的財産権問題専門委員会において検討した結果、下記の通り意見を提出いたします。

よろしくお取り計らいいただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. グラフィカルユーザーインターフェース（GUI）の定義の明確化

（1）関連規定

第一部分第三章 4.2、4.3(7)、第四部分第五章 6.1(5)

（2）問題点及び修正要望

「グラフィカルユーザーインターフェース」の定義が明確でないため、保護対象外のものがグラフィカルユーザーインターフェースに該当すると判断されてしまうおそれがある。また、グラフィカルユーザーインターフェースが動的図案である場合、元の画像とは全く異なる画像に変化する場合があり得るが、変化の程度について限度が無いとすると、意匠特許権の保護対象が際限なく拡大するおそれがある。さらに、部分意匠制度が無い中国において、グラフィカルユーザーインターフェースを含む製品意匠の要部をどのように認定するかが、不明確である。

そこで、グラフィカルユーザーインターフェースの定義を明確化していただきたい。また、グラフィカルユーザーインターフェースが動的図案である場合における、元の画像から異なる画像への変化の程度についての判断基準も示していただきたい。さらに、グラフィカルユーザーインターフェースを含む製品意匠の要部をどのように認定するかについての判断基準又は凡例を示していただきたい。

2. 外国に出願したグラフィカルユーザーインターフェースの部分意匠を基礎出願とする優先権主張の可否

（1）関連規定

第一部分第三章 4.2

（2）問題点及び修正要望

外国に出願したグラフィカルユーザーインターフェースの部分意匠を基礎出願として、中国に出願する全体意匠への優先権主張が認容されるか否かが不明である。

そこで、この点を明確化していただきたい。

以上